

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

表中の「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性」については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
 損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。

耐震診断の方法	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
	I 大規模の地震の震動及び衝撃に対して 倒壊し、又は崩壊する 危険性が高い。	II 大規模の地震の震動及び衝撃に対して 倒壊し、又は崩壊する 危険性がある。	III 大規模の地震の震動及び衝撃に対して 倒壊し、又は崩壊する 危険性が低い。
指針※第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$

※指針 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月26日 国土交通省告示第184号）の「（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」の建築物の耐震診断の指針

	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1978年版)	$VR/VI < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 < VR/VI$
	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
○	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1977年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
○	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
				$1.25 < C_T \cdot S_D$
○	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$

附表に掲げる耐震診断の方法のうち、「○」印のある方法における安全性の区分については、補正係数(表中のU及びIS0を算出する際に用いるU)を1.0とした場合を示しています。

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

表中の「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性」については震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示します。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては
損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはありません。

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性			
		I 大規模の地震の震動及び衝撃に対して 倒壊し、又は崩壊する 危険性が高い。	II 大規模の地震の震動及び衝撃に対して 倒壊し、又は崩壊する 危険性がある。	III 大規模の地震の震動及び衝撃に対して 倒壊し、又は崩壊する 危険性が低い。	
○	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)		$I_S/I_{S0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$
○	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
○	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」		$I_S < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_S$ かつ $1.0 \leq q$
	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。))に適合するものであることを確認する方法		—	—	確認できる

附表に掲げる耐震診断の方法のうち、「○」印のある方法における安全性の区分については、補正係数(表中のU及び I_{s0} を算出する際に用いるU)を1.0とした場合を示しています。